

令和2年第 9回
総会
9月

白井市農業委員会会議録

令和2年9月8日 開会

令和2年9月8日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和2年9月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

| | |
|------|---------|
| 会 長 | 笠 井 行 雄 |
| 会長代理 | 中 村 教 雄 |
| 1 番 | 伊 藤 治 |
| 3 番 | 今 井 幹 代 |
| 4 番 | 芦 田 恵 子 |
| 5 番 | 山 崎 正 司 |
| 6 番 | 山 崎 雅 巳 |
| 7 番 | 海老原 清 |

欠席委員は次のとおり

2 番 岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
8. 秋 本 善 久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

7. 中 嶋 健 次

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月23日水曜日
- ・事前審査会(案) 10月1日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2
- ・総会(案) 10月8日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室1・2

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和2年9月定例総会に出席いただきまして、大変御苦労さまでございます。

今年の夏は毎日暑い日が続いておりまして、農作業等におかれましては、大変御苦労されたことと思います。

そしてまた9月に入りまして暑い日が続いておりますが、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和2年9月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

5番、山崎正司委員、6番、山崎雅巳委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので
提出いたします。

令和2年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料の1番を御覧ください。

神々廻字長堀の1筆となっております、地目、現況ともに畑となっております。

地積は2,380平方メートルで、権利者については、記載のとおりでございます。

経営面積は53アール。

義務者については、資料に記載のとおりで、申請の事由につきましては、賃貸借権
の設定となっております。

続きまして、2番です。

平塚字茅橋台の1筆で、地目、現況ともに畑となっております。

地積は2,995平方メートルです。

権利者は1番の方と同じでございます。

経営面積についても同様でございます。

義務者については、記載のとおりで、事由については、1番と同様の賃貸借権の設
定となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班班長の芦田です。

議案第1号1番、2番について、3条申請に係る調査報告を行います。

資料は1番、2番です。

当日は、義務者お二人の代理人として、権利者の方が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ1番が約3キロメートル、2番が約3.5キロメートル
に位置しております。

申請地の現状についてですが、1番はトラクターがかけてあり、きれいでした。

2番については、草が生い茂っておりました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準について報告いたします。

権利者は、現在会社員であります。仕事で農業に携わるうちに農業に興味を持ち、ブドウ栽培を始めたいとのこと。

そのため、農機具はこれから所有です。

労働力は本人です。

年間従事日数は、会社に行きながら、朝と週末です。

技術力は勉強中です。

面積要件については、1番、2番を足して下限面積の50アールをクリアしています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

以上、全ての調査結果から、許可要件の全ては満たしておりませんが、新規就農です。許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

海老原清委員、お願いします。

海老原清委員 推進委員の菊夫さんのほうでお願いしたいのですが。

笠井会長 海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員 推進委員の海老原です。

1番について、まず義務者ですが、年を取っていて、やっとトラクターに乗れる状態で、誰か借りてほしいという状態でした。

子供はやらなかったということです。

2番についても、旦那さんは今、会社員というか、自分で起業してやっていますので、農業は一切やっておりません。

ですから、あの畑は今、草が生えていますけれども、たまに草を刈っていますから、それは知っています。

問題ありません。

権利者の方ですが、何も持っていないのですけれども、やる気だけはあると思うので、そこは推したほうがいかなと個人的には思っております。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

私自身がブドウを栽培して生計を立てている農家でありますので、新規就農の方は普通の御苦労ではないと思われまますので。

まず個人的に活動されるよりも、私たちブドウ組合というものがあまして、そういうものに御入会いただいて、そこでは、ほかでは聞けないいろいろな情報とか、あと作業の仕方、一番最初の知っておかなければならないことと。

一番最初が大事なので、その点を、入会する前でもなく一度参加していただいて、その上で気持ちを強く持ってやっていただければ、私たちがサポートして仲間としてやっていただきたいと思ひますので。

ちょっとこれだけでは不安なので、この辺を権利者の方に伝えていただければと思ひます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

押田委員。

押田勝巳委員 最適化推進委員の押田です。

権利者は、農業に携わってやりたくなつたということで、新規就農という形でやるみたいですがけれども、新しい真っさらな土地に苗木を植えて、棚も何もないところにやって、勤めながらというのは、これは並大抵じゃないこと。

既存の棚があつて、ブドウが植えてあるんだつたらどうにかなると思ひますけれども、資金はあつたとしても、全部頼むのかどうか、業者に。

その辺は全然書いていないですよ。

予定、予定でやっているけれども。

だから、その辺を少し詰めないと、やるから委員としては推したいのですがけれども、ただ、ちょっと無理な計画の気がするので、その辺を具体的に話が出ていないのかと思ひまして。

笠井会長 海老原委員。

海老原清委員 農業委員の海老原です。

本人におかれましては、今、機械はそろっていないのですがけれども、〇〇〇〇のほうで指導をいただいて、助けていただけるという形なので、機械はおいおいそろえていくと思ひます。

それから、大変なのは、3年間会社員として働きながらやるという話なのですがけれども、出勤が時差出勤でも別に構わないということなので、その辺は時間を多く取りながらやっていきたいというお話です。

棚につきましては、聞いてはいいのですが、恐らく業者に頼むようになると思ひます。

以上です。

押田勝巳委員 そうすると、〇〇〇〇のほうで後押しというか、指導なりしていくような形になっているのですか。

海老原清委員 〇〇〇〇で研修をしたという形なので。

押田勝巳委員 そうですか、分かりました。

海老原清委員 苗も今、〇〇〇〇で苗を育てていると言っていました。

押田勝巳委員 その辺が全然分からなかった。

笠井会長 海老原委員。

海老原清委員 あと、個人的に話をしたときにも、そういう先ほど伊藤さんが言ったように、ブドウ組合に入ったほうがいいというのは推してあります。

多分、入ると思います。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、関連がありますので一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番についてでございますが、十余一字平塚道北の2筆でございます。

地目、現況ともに畑となっており、地積の合計は、2筆合わせて1,913平方メートルとなっております。

権利者及び義務者については、資料に記載のとおりでございます。

申請事由につきましては、資材置場への転用を伴う所有権移転となっております。

続きまして2番です。

根字念仏塚の6筆となっております、こちらは地目、現況ともに畑です。

地積の合計は4,157平方メートルです。

権利者及び義務者については、記載のとおりでございます。

申請事由につきましては、車両置場への転用を伴う賃貸借権の設定となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

笠井会長

ありがとうございました。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員

1班班長、芦田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料3番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東へ約3.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、用途区域内にある農地でありますので、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、内装工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い既存の資材置場だけでは手狭なため、当該申請地に新たな資材置場として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場用地ということですが、申請面積は1,913平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われま

す。資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま

す。また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われま

す。続いて調査報告を申し上げます。

審査資料4番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の申請代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南西へ約300メートルに位置しております。

県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、市役所が近くにある農地でありますので、第三種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、運送業及び倉庫業を営んでいますが、借りていた車両置場の契約終了により返却しなければならなくなり、当該申請地に新たに車両置場として

利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置場用地ということですが、申請面積は4,157平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、近隣説明で目隠しフェンスの要望がありましたので、協議することで了解を得ています。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 十余一地区担当、山崎です。

義務者の方にお話を伺いました。

まず、義務者の方は、農業はされておらず、今回の申請農地についても5年以上は使用されていないということです。

経緯についてですが、義務者はこの農地の隣にある家に住んでいたんですが、義務者の長女の方が自分の近くの家に住んでほしいということで、この家を引き払って、昨年長女の家近くに引っ越したということです。

今回の申請農地も使わないということで、義務者の次女の方に権利者を紹介されて今回の契約に至ったそうです。

権利者は次女の方の知人で、次女の方が権利者とやり取りをしているので、次女の方に全てを任せているということでした。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 根地区担当農業委員の伊藤です。

義務者の方と双方の代理人、仲介者の方からお話をお伺いしました。

義務者の方は、梨を栽培、販売されています。

今回の申請地は、周辺環境の変化で交通量が増え、営農を行う上で安全面に不安があったそうです。

また、梨の木も老木になったので、自宅付近に新たに農地を求めて苗木を仕立てているので、申請地の管理が行き届かなくなっていました。

その際、権利者の仲介の方から、車両置場に貸してほしいと話があり、今回の申請に至ったそうです。

また、私が隣接の農家として、双方の代理者と仲介業者の方へ次のように要望を伝えました。

当樹園地と申請地の隣接部は、周辺の地面に対して低いため、水がたまるおそれがあるので、浸透枘の設置、作物の成長に悪い影響を与えないように、照明の角度や夜間の消灯。

また、隣接部は、農薬の飛散防止のため、目隠しフェンス、可能なら2.5メートル程度の高さとして、現在、境にしている生け垣は私の所有なので、自然環境に配慮し残したほうがよいと話し合いをしました。

いずれも権利者の予算に限りがあるので、検討すると話されておりました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

今井委員。

今井幹代委員 3番のほうなのですが、資料の3-8で、58-13のところで、四角い枘が三つあって、農機具を収納するコンテナがあるのですが、これはただの間違いなのでしょうか。

笠井会長 事務局。

事務局 この図面に書いてあるコンテナは今置いてありまして、現況のものを示した図面になっています。

それから、3-10に新たに利用計画ということで図面に書いてありますので、またこのコンテナも使えるような形で、利用するような形で記載してございます。

今井幹代委員 分かりました。

事務局 以上です。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

議案第3号 令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページにつきましては、市長から農業委員会宛の協議文となっております。

それでは、5ページを御覧ください。

利用権を設定する農用地につきましては、まず1番です。

神々廻字東発込の3筆で、地目は畑となっております。

利用権設定面積は、3筆の合計で1,635平方メートルです。

設定する利用権につきましては賃貸借権で、内容は普通畑です。

期間は3年で、賃料及び支払方法については、資料に記載のとおりでございます。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は資料のとおりでありまして、継続の案件となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の設定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の岡田です。

資料の6ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを御報告いたします。

令和2年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料につきましては、7ページから9ページまでが専決処分書となっております。

まず、7ページの①につきましては、農地法の第3条の3第1項の規定による届出が1件となっております。

8ページ下段になりますけれども、②番については、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出が1件となっております。

③番については、9ページの上段になります。

③は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出が1件となっております。

続いて、④農地法第5条の規定による許可申請の取下願が1件となっております。

この案件は、先月の8月6日の総会の際の取り下げの案件の内容となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

報告第2号です。

農地法第18条第6項の規定による通知についてが1件となっております。

報告については、以上になります。

それでは、表紙の次第のほうにお戻りいただきたいと思います。

次第の4の(2)になります。

その他の欄を御覧ください。

10月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請受付の締め切りが9月23日水曜日。

事前審査会につきましては、10月1日木曜日を予定しております。

今回の担当は、第2班の担当となりまして、午前9時から、本庁舎2階災害対策室ということで、この部屋で開催をさせていただきます。

総会については、10月8日木曜日、午後4時から、こちらの部屋で開催をすることとしております。

事務局からは以上です。

笠井会長 本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人